

# VII 新市における県事業

日田市郡6市町村の合併により誕生する新しい市は、大分県の西の玄関口であり、個性豊かな県土づくりの拠点となる都市づくりが期待されています。新市においては、前章で整理した基本方針及び施策の方針にもとづき、新市建設のために必要となる各種基盤整備などを中心とした県事業の導入を積極的に働きかけていくこととします。

## (1) 環境基盤の整備

環境都市創造に向けて、生活排水処理対策などの生活環境整備事業、森林保全などの森林環境整備事業、河川改修などの自然環境整備事業の導入を働きかけていきます。

## (2) 交流・連携基盤の整備

交流連携都市創造に向けて、広域交流・地域連携の基盤となる道路網の整備が欠かせません。特に、重点プロジェクトに「基幹道路」として位置づけした道路の整備については、新市としての一体性の確保、また地域の特性を活かした新市の発展の面から極めて重要であり、事業の実施を強力に働きかけていきます。

## (3) 保健・福祉基盤の整備

保健・福祉都市創造に向けて、各種保健・福祉サービスの提供や人材育成のための事業、さらにはNPO<sup>(\*)</sup>法人やボランティアなどをも含めた住民による地域保健・福祉活動の拡充を支援するための事業の導入を働きかけていきます。

## (4) 安心・安全基盤の整備

安心・安全都市創造に向けて、道路の防災対策事業や歩道等の交通安全施設の整備事業、浸水被害を防止するための河川改修事業、山間部の集落等を土砂災害から守るための砂防事業などの治水・治山事業や急傾斜地崩壊対策事業の導入を働きかけていきます。

## (5) 産業基盤の整備

活力ある産業都市創造に向けて、ほ場整備、農道整備、中山間総合整備、林道整備など農林業の生産・生活基盤整備のための事業や担い手育成を推進するための事業、また、商工業振興事業や林業・木材産業を中心とした地場産業高度化のための試験研究・商品化のための事業の導入を働きかけていきます。



## 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実情や地域間のバランスを考慮しながら、逐次検討を行います。

統合整備の検討にあたっては、財政状況を踏まえ、可能な限り既存の公共施設を有効利用し、効率的な整備に努めます。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムのネットワーク化など必要な機能の整備を図ります。

# IX 財政計画

## 1. 期間

平成 17 年度(2005 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの 20 か年度とします。

## 2. 対象

普通会計とします。

## 3. 基本的な考え方

歳入・歳出の各項目毎に過去の実績を基礎に算定していますが、個別には次のような要素を見込んでいます。

### (1) 歳入

- ・地方交付税は、令和 2 年度に合併算定替による優遇措置が終了することや今後予想される人口減少などを見込んでいます。
- ・国・県支出金は、物件費・補助費・普通建設事業費の増減などを加味しています。
- ・地方債は合併特例債(\*)の充当を見込んでいます。

### (2) 歳出

- ・職員人件費は、日田市定員管理計画(平成 27 年度～令和 2 年度)に基づいて算出し、令和 3 年度以降は、退職者と同数の職員補充を見込んで積算しています。また、令和 2 年度以降は、会計年度任用職員制度の導入による増を見込んでいます。
- ・扶助費は、対象者人数の推計を基に今後の増減を見込んでいます。
- ・物件費は、令和元年度決算見込みを基準に、所要額を見込んでいます。
- ・投資的経費は、実施計画を参考に設定し、今後の事業計画や将来的に改修、整備が必要と予想される施設等の状況を考慮して見込んでいます。
- ・「その他」の項目のうち、補助費については推計期間を通じて同額程度を見込み、繰出金については、各事業の収支推計により見込んでいます。

\*合併特例債は、合併年度及びこれに続く20年度間に行う、建設計画に位置づけられた建設事業及び地域振興などのための基金の積立に要する経費に対して活用できます。その起債額の上限は、新市全体で、建設事業として約258億3千万円です。なお、合併特例債の平成30年度末までの発行済額は約221億1千万円で、令和元年度以降の発行可能額は約37億2千万円となっています。

また、合併特例債を活用し、地域振興基金（合併基金分）に35億円積立てましたが、平成30年度末残高は約26億5千万円となっています。

●歳入 \*平成17年度から平成30年度までは決算額 (単位:百万円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
項目	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
地方税	8,051	7,856	8,341	8,275	7,906	7,820	7,807	7,605	7,682	7,917
地方交付税	12,135	12,066	12,290	12,947	13,424	13,823	13,813	14,513	13,967	13,575
国・県支出金	6,301	5,074	5,807	6,121	9,899	8,276	7,828	8,449	10,336	8,569
地方債	6,466	4,377	3,232	2,817	4,203	4,967	4,353	4,670	5,929	3,615
その他	6,299	5,959	6,163	5,281	6,566	5,858	5,750	6,038	5,475	6,303
歳入合計	39,252	35,332	35,833	35,441	41,998	40,744	39,551	41,275	43,389	39,979

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
項目	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
地方税	7,701	7,864	7,980	8,072	8,009	7,925	7,744	7,736	7,697	7,647
地方交付税	12,892	12,985	13,476	12,342	11,948	11,986	11,361	11,288	11,143	10,916
国・県支出金	8,233	7,928	8,143	9,327	10,711	8,904	8,173	7,827	8,972	8,519
地方債	4,514	3,909	3,902	3,143	4,243	4,698	3,942	3,351	4,835	4,094
その他	5,846	5,556	7,503	7,425	7,241	6,042	5,995	5,887	6,017	5,820
歳入合計	39,186	38,242	41,004	40,309	42,152	39,555	37,215	36,089	38,664	36,996

●歳出 \*平成17年度から平成30年度までは決算額 (単位:百万円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
項目	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
人件費	6,186	6,211	6,622	6,237	6,344	6,050	6,054	6,197	5,497	5,637
扶助費	4,451	4,612	4,927	5,332	5,556	6,404	6,831	6,898	6,917	7,107
公債費	5,187	5,406	5,875	6,183	5,991	5,153	5,251	5,274	5,973	5,778
物件費	3,880	3,671	4,247	4,231	4,814	5,335	5,455	5,340	5,008	5,268
投資的経費	6,620	7,163	6,650	5,275	8,644	7,952	6,588	8,518	8,136	6,598
その他	11,599	7,255	6,444	6,885	8,956	8,168	7,699	8,124	10,666	7,989
歳出合計	37,923	34,318	34,765	34,143	40,305	39,062	37,878	40,351	42,197	38,377

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
項目	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人件費	5,552	5,237	5,747	5,622	5,686	5,856	5,739	5,920	5,818	5,661
扶助費	7,569	8,066	8,160	7,941	8,342	8,408	8,345	8,257	8,180	8,108
公債費	4,806	4,782	4,956	5,432	4,855	4,245	4,360	4,422	4,383	4,048
物件費	5,473	5,828	6,251	5,774	6,153	6,200	5,961	6,018	5,973	5,971
投資的経費	5,670	5,185	6,358	6,695	8,981	7,103	4,997	3,771	6,744	5,625
その他	8,634	7,913	8,327	7,667	8,135	7,743	7,813	7,701	7,566	7,583
歳出合計	37,704	37,011	39,799	39,131	42,152	39,555	37,215	36,089	38,664	36,996

# 用語解説

## (本文中に\*を付した用語)

### CATV

[cable television]  
ケーブルテレビ、有線テレビ。

### ISO14001

国際標準化機構 (ISO:international organization for standardization) による環境規格であり、環境保全活動を組織が自主的、継続的に行い、その活動状況を第三者が評価するシステム。

### IT

[information technology]  
情報通信技術。コンピュータとネットワーク(特にインターネット)に関連する技術を総称的に表す語。

### NPO

[nonprofit organization]  
特定非営利活動法人。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体であり、法人格を取得することにより、契約や登記をすることができる。

## 【あ行】

### アクセス

接近。近づく方法。または交通手段のこと。

### アメニティー

一般的には快適性や快適な環境のこと。

### エコロジー

生態学と訳され、生物と環境との関わりを研究する学問を意味する。自然との共生を求める思考と実践を総合的に表現する言葉としても用いられている。環境配慮。

## 【か行】

### 合併特例債

合併年度及びこれに続く 20 年度に限り、新市建設計画に基づいて行われる事業のうち、特に必要と認められる事業及び合併市町村の振興のため行う基金造成に対し充当できる地方債。対象事業に係る経費の95%まで特例債を充当することができ、元利償還金の70%は後年度普通交付税で措置される。

合併に伴う地方交付税の特例措置（合併算定替）

合併後 10 年間は、合併しなかった場合に 6 市町村に交付されるであろう普通交付税の合計額を保障し、その後、平成 27 年度から 5 年間で段階的に削減し、令和 2 年度に新市として本来の普通交付税額に移行するもの。

### 環境保全型産業

原材料調達から、生産、流通、使用を経て廃棄、リサイクルまでの過程を通して、環境への負荷の低減を図るなど環境に配慮した活動を行う産業。

### 行政評価システム

政策、施策、事務事業について、成果指標などを用いて有効性や効率性を評価・分析するシステム。

### グリーンツーリズム

緑豊かな自然や美しい景観など、都会にはないゆとりと安らぎを求め、農山村において自然や文化との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

### コーホート要因法

人口を年齢別に5歳ごとの階層(コーホート)に分け、出生率や移動率などの要因についての仮定値をあてはめて、各階層がどれだけ増減するかを計算する将来人口の推計手法。

## 【さ行】

### 資源循環型廃棄物処理システム

これまでの焼却、埋め立てを中心とした廃棄物処理方法に代わり、リサイクルを中心に、新たなエネルギーと資源の投入をできるだけ少なくし、排出物の量を最小限に抑えたシステムのこと。

### 循環型社会

社会経済活動の全段階を通じて、再資源化やエネルギー効率化を進め、環境への負担をできるだけ軽くしようとする循環を基本とした社会。

### 小水力発電

流れ込む水力を利用した小規模な発電設備。ダム建設のような生態系の影響がほとんどなく、小川や用水路などで、ある程度の水量と水位差があれば発電が可能なシステムである。

### スケールメリット

基礎となる母体が大きいほど有利に働く利点のこと。例えば、市町村の人口規模が拡大するにつれて、人口1人当たりの行政経費が低くなる。

### 総合行政情報提供サービス

身近な場所で、様々な行政情報を収集利用することができる情報サービス。

## 【た行】

**地域審議会** ※地域審議会は、平成 26 年度をもって解散

合併特例法第 5 条の 4 第 1 項の規定により、「合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる」ことが定められている。

また、合併市町村の長は、市町村建設計画を変更しようとするときには、地域審議会の意見を聞かなければならないこととされている。

なお、本地域における地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関する事項は 53 ページを参照。

### 中心市街地活性化基本計画

空洞化が進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を生かしつつ、「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を行うための計画。

### 電子自治体

地方公共団体のあらゆる業務に情報通信技術を活用することにより、「24 時間、いつでもどこでも行政サービスが受けられる」など、住民サービスの向上を目指すほか、「行政手続や自治体の業務の簡素化、効率化」「地元の情報関連産業を活用した地域経済の活性化」などの効果を狙うもの。

### 豊の国ハイパーネットワーク

県全体を網羅することができるように、県と市町村を高速・大容量の光ファイバー網で結ぶネットワーク。幹線として機能する基幹ネットワーク部分を「豊の国ハイパーネットワーク」と呼び、これに、各地域に適した形態で整備されるアクセス系ネットワーク(支線)を接続する。

## 【は行】

### バイオマス

エネルギーや原料に使うことができる動植物資源、及びそれらを起源とする廃棄物の総称。具体的には、木くず、稲わら、もみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物など。

### バリアフリー

高齢者や障害者などが生活するうえで、行動の妨げとなる物理的な障壁や人々の心に内在する障壁など、すべての障壁(バリア)を取り除くこと。

### ビオトープ

元来そこに存在した自然を復元、もしくは創造すること。具体的には人工的な河川や湿地、又は池などを自然に近い形に再生して、動植物の繁殖の場として確保する。

### 日田式循環型農業

有機質肥料による土づくりなど、農業の持つ自然循環機能を生かし、農薬や化学肥料への依存をできるだけ減らすなど、環境改善と健康な食生活を目指した農業。

## 【ま行】

### マーケティング

消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動。

### 水辺プラザ

国土交通省が、川沿いにある市町村の交流拠点と連携して、地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場調整等を行うもの。これにより、水辺に「にぎわい」を創り出し、地域交流・連携を進め、まちおこしの拠点を創出する。

## 【わ行】

### ワークショップ

もともと仕事の間、作業場を意味する言葉であるが、住民がまちづくりに主体的に参加する会議形式を指す。子どもや高齢者、女性を含めた住民が気軽に参加でき、自由にアイデアを出し合い、創造性が発揮されるような工夫があり、参加者の相互理解や合意形成に重点が置かれるまちづくりの手法である。

# 付属資料

## 【地域審議会の設置に関する事項】

### (設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

名 称	設 置 区 域
日田地区地域審議会	合併前の日田市の区域
前津江地区地域審議会	合併前の前津江村の区域
中津江地区地域審議会	合併前の中津江村の区域
上津江地区地域審議会	合併前の上津江村の区域
大山地区地域審議会	合併前の大山町の区域
天瀬地区地域審議会	合併前の天瀬町の区域

### (設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

### (所掌事務)

第3条 審議会は、新市の設置区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域にかかる次の事項を審議し、答申する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

### (組 織)

第4条 審議会は、各々委員15名以内をもって組織する。

### (委 員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域の存する事務所等に勤務するもので、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任 期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、毎年2回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は会長をもって充てる。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、〇〇において処理する。

(雑 則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。